## 広島県病院経営外部評価委員会 【平成23年度 第2回】

### 会議次第

日時 : 平成23年10月14日(金)17:00~ 場所 : 広島YMCAホール 本館4階 403号室

- 1 開会
- 2 報告事項
- 3 議題
  - (1)経営計画の取組状況(22年度)の評価とりまとめについて
  - (2)経営計画の中間見直しについて
  - (3)課題・必要な取組の意見・提言等について
- 4 その他

<配布資料> 〇会議次第 〇広島県病院経営外部評価委員会資料 目 次 ・外部評価委員会 23年度のスケジュール (P 2) ・ I 経営計画の取組状況の評価とりまとめ (P3) Ⅱ 経営計画の中間見直し (P 4)(P 5)Ⅲ 課題・必要な取組の意見・提言等 • 外部評価委員会 設置要綱 (P 6)• 外部評価委員会 委員名簿 (P 7)別冊 ①【評価表 別紙A3】 ~ I 関係 ②【別冊1】 ③【別冊2】 ④【別冊3】 ~Ⅱ関係 ⑤【別冊4(資料編)】~ "

## 広島県病院経営外部評価委員会

【平成23年度 第2回】

平成23年10月14日(金)



## ■広島県病院経営外部評価委員会 全体の流れ

時 期 検討課題	第1回(7月)	23年度 第2回(10月)	第3回(1~2月予定)
	<b>第Ⅰ凹(/月)</b>	第2回(10月)	第3回(1~2月7疋)
1 点検・評価(経営計画)	0	•	0
(・経営計画の点検・評価・公表	(病)取組状況・ <u>自己評価</u> ⇒(委)委員意見、持ち帰り評価	(病)委員評価・意見資料 ⇒(委) <u>評価取りまとめ</u>	見直し計画などを踏まえた 点検・評価の検討
2 経営計画の中間見直し	0	©	•
・平成23年度秋頃を目途に 中間見直し	(病)計画素案 【前半∶背景·役割·方向性】 ⇒(委)委員意見	(病)計画素案 【後半: 具体的取組, 収支計画】 ⇒(委)委員意見 【中間見直し骨子案】	(病)見直し計画の提示 ⇒ ⇒(委)委員意見 【中間見直し最終案】
3 意見・提言	0	0	0
・医療の質の向上(病院機能の充実強化,患者サービスの向上など)・経営の効率化 など	(委)随時提言 ・収益向上策 ・サービス向上策 ・経営効率化 ・費用合理化	の提案など	
※議論の比重 ○意見·提案·資料要求		今回	
<ul><li>◎中間的なまとめ</li><li>●委員会アウトプット(取りまとめ)</li></ul>	'		

# I 経営計画の取組状況(平成22年度) の評価とりまとめについて

- ①【評価表 別紙A3】
- ②【別冊1】
- ③【別冊2】

参照

## Ⅱ 経営計画の中間見直しについて

- 4【別冊3】
- ⑤【別冊4(資料編)】参照

中間見直し(案)(A4縦 見開き)

# Ⅲ 課題・必要な取組の意見提言等 について

## 広島県病院経営外部評価委員会

### 設置要綱

#### 広島県病院経営外部評価委員会設置要綱

#### (設置目的)

第1条 県立病院の経営に関し、外部有識者の専門的な視点による病院経営の実践的取組に関する提言を得て、県立病院運営の充実を図るため、「広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、病院事業の次に掲げる事項について検討し、必要な助言・提言を行う。
- (1) 広島県病院事業経営計画の点検・評価・見直しに関すること
- (2) 県立病院の実践的な経営改善、医療サービスの向上に関すること
- (3) その他病院事業管理者が必要と認める事項

#### (組織)

- 第3条 委員会は、病院事業管理者が委嘱した10人以内の委員によって構成する。
- 2 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

#### (委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (オブザーバー)

- 第5条 委員会に、オブザーバーを置く。
- 2 病院事業管理者は、オブザーバーとして委員会に出席する。
- 3 オブザーバーは、委員会において意見を述べることができる。

#### (委員会の会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は,委員長が必要に応じて招集 する。
- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、又は他の方法により意見を聴取することができる。
- 3 会議は、原則として公開とし、審議の概要は、公表するものとする。ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の一部又は 全部を公開しない旨を出席委員の過半数により決定したときは、この限りで はない。
- (1) 広島県情報公開条例(平成13年3月26日 条例第5号)第10条に規定する不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合
- (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、病院事業局県立病院課において処理する。

#### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成22年5月18日から施行する。
- 2 この要綱は、広島県病院事業経営計画(平成21年度~平成25年度)の 対象期間の審議満了(平成26年度)をもって、その効力を失う。

## 広島県病院経営外部評価委員会 委員名簿

## ○委 員

区分	職名	氏 名(委員長、副委員長 を除き50音順)	備考
委員長	(株)ホスピタルマネジメント研究所 代表取締役	谷田 一久(※)	学識経験者 経営コンサルティング
副委員長	広島大学教授	河野 修興(※)	大学
委員	高松市病院事業管理者	塩谷 泰一	自治体病院経営
委員	(社)広島県医師会副会長	檜谷 義美	医師会
委員	(財)広島県女性会議理事	平谷 優子	弁護士
委員	有限責任監査法人トーマツ パートナー	和田 頼知	公認会計士 経営コンサルティング

## Oオブザーバー

(敬称略)

職名	氏 名	備 考
広島県病院事業管理者	大濱 紘三(※)	

<sup>※</sup>経営計画策定時の委員